

令和3年11月2日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

触法少年に係る事件の証拠物等の還付等公告及び県への帰属等に関する措置要領の制定について（通達）

この度、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項及び少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）第2条の規定に基づき、触法少年に係る事件の証拠物又は少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件で、当該事件が確定した後、還付を受けるべき者又は交付若しくは複写の相手方となるべき者の所在が判らないため、又はその他の理由により、還付等することができない物件の還付等公告並びに当該物件の県への帰属、廃棄及び売却手続に関し必要な事項として、別添のとおり「触法少年に係る事件の証拠物等の還付等公告及び県への帰属等に関する措置要領」を定め、本日から実施することとしたので、適正な運用の徹底に努められたい。

別添

触法少年に係る事件の証拠物等の還付等公告及び県への帰属等に関する措置要領

第1 趣旨

この要領は、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項及び少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、触法少年に係る事件の証拠物又は少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件で、当該事件が確定した後、還付を受けるべき者又は交付若しくは複写の相手方となるべき者の所在が判らないため、又はその他の理由により、還付等することができない物件（以下「還付等不能物件」という。）の還付等公告並びに当該物件の廃棄、売却及び県への帰属手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 還付等公告の手続

警察本部長又は警察署長は、還付等不能物件が生じた場合は、警察本部又は警察署の掲示場において次により還付等公告を行うものとする。

1 様式第1の公示書に次に掲げる事項を記載して掲示すること。

- (1) 警察本部の所属又は警察署の名称
- (2) 事件名及び押収番号
- (3) 品名及び数量
- (4) 公告の初日及び末日の年月日

2 1に掲げる事項のほか、必要と認められる場合には、様式第1の公示書に押収の年月日及び場所並びに押収物の特徴を記載することができる。

3 交付又は複写に関する公告を行う場合には、1に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項を様式第1の公示書の「特徴」の欄に記載するものとする。

4 掲示の期間は14日間とし、触法少年に係る事件の確定後（保護処分の決定がされた場合は抗告期間の終了後）速やかに実施すること。

なお、特に必要と認められるときはその期間を延長することができる。

第3 廃棄、売却の手続

1 廃棄の手続

公告をしたときから6か月の期間内においても、還付等不能物件で既に滅失若しくは毀損し、無価値と認められるもの又は売却に付しても買受人がないものについては、当該物件について、写真撮影、記録等により、その性質、形状、特徴

等を明確にした上で、規則第3条に定める調査概要結果通知書及び触法調査又は
ぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警
察庁訓令」という。）別記様式第42号の廃棄処分書を作成し、その経過を明らか
にすること。

2 売却の手続

公告をしたときから6か月の期間内においても、還付等不能物件で滅失若しく
は毀損のおそれがあるもの又はその保管に著しく費用若しくは手数を要するもの
については、これを売却し、その売却代金により保管する必要があると認められ
るときは、当該物件について、写真撮影、記録等によりその性質、形状、特徴等
を明確にした上で、警察庁訓令別記様式第43号の換価処分書を作成し、その経過
を明らかにすること。

第4 県帰属の取扱い

公告の末日の翌日から起算して6か月以内に還付の請求がないときは、当該還
付等不能物件は県に帰属するため、当該物件の種類に応じ、次に掲げる書類を速
やかに作成し、当該物件とともに捜査担当部門から会計担当部門へ引き継ぐこと。
この場合において、担当者間において帰属した当該物件を直接確認すること。

なお、帰属後の当該物件の管理については。三重県会計規則（平成18年三重県
規則第69号）によるものとする。

- 1 現金については、様式第2の県帰属現金報告書
- 2 物品については、様式第3の県帰属物品報告書

第5 処理経過の明確化

還付等公告並びに還付等不能物件の廃棄、売却及び県への帰属の経過を明らか
にするため、証拠物件管理簿又は証拠物件保存票の備考欄にその旨記載するとと
もに、関係書類を添付しておくこと。

様式第 1

公 示 書

下記の物件を保管していますので、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条の規定により公告します。

年 月 日

長

所属の名称			
事 件 名			
押 収 番 号			
※押収年月日	年 月 日		
※押収の場所			
公告する物件	品 名	数 量	※ 特 徴
公告の初日	年 月 日		
公告の末日	年 月 日		
※公告の延長	年 月 日まで		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※の欄は、必要に応じて記入すること。

様式第 2

県 帰 属 現 金 報 告 書

年 月 日

(所の長)

殿

長

少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条の規定により三重県に帰属した現金を下記のとおり報告する。

記

1 三重県に帰属した現金

円

2 上記現金の内訳

内 訳 書

押 収 番 号	金 額	県に帰属した日	摘 要

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 3

県 帰 属 物 品 報 告 書

年 月 日

(所の長)

殿

長

少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条の規定により三重県に帰属した物品を下記のとおり報告する。

記

1 三重県に帰属した物品

外 点

2 上記物品の内訳

内 訳 書

押収番号	物 品	数量	県に帰属した日	摘 要

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。